別記

レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
第２条　（略）	**第２条**　（略）
２　この規約において「レギュラーコーヒー」とは、コーヒーノキの種実を精製したコーヒー生豆（以下「コーヒー生豆」という。）を焙煎したもの（以下「煎り豆」という。）及び煎り豆にコーヒー生豆を加えたもの並びにこれらを挽いたものをいう。	２　この規約において「レギュラーコーヒー」とは、コーヒー樹の種実から採ったコーヒー生豆をいって精製したコーヒーいり豆及びコーヒーいり豆を挽いたコーヒーをいう。
３　この規約において「インスタントコーヒー」とは、煎り豆又は煎り豆にコーヒー生豆を加えたものから得られる抽出液を乾燥した水溶性の粉状、顆粒状その他の固形状のものをいう。	３　この規約において「インスタントコーヒー」とは、コーヒーいり豆から得られる抽出液を乾燥した水溶性の粉状、顆粒状その他の固形状のコーヒーをいう。
４　この規約において、レギュラーコーヒーとインスタントコーヒーを混合したもの及びインスタントコーヒーの製造工程における抽出液にレギュラーコーヒー粉末を混合して乾燥させたものは、最終製品の重量百分比率で、レギュラーコーヒーの割合が多いものは「レギュラーコーヒー」、インスタントコーヒーの割合が多いものは「インスタントコーヒー」とみなすものとする。	
５　（略）	４　（略）
６　（略）	５　（略）
（必要な表示事項）	（必要な表示事項）
第３条　事業者は、コーヒーの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）をもって一般消費者に分かりやすい用語により明瞭に一括して枠内に表示しなければならない。	**第３条**　事業者は、コーヒーの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）をもって明りょうに一括して枠内に表示しなければならない。
⑴　品名又は名称	⑴　品名
⑵～⑺　（略）	⑵～⑺　（略）
	⑻　事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
⑻　（略）	⑼　（略）
⑼　食品関連事業者（食品表示法第２条第３項第１号の食品関連事業者をいう。）の氏名又は名称及び住所又は所在地	
⑽　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	
⑾　栄養成分の量及び熱量（コーヒーについては、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいため、省略可能）	
（特定事項の表示基準）	（特定事項の表示基準）
第５条　事業者は、コーヒーについて、コーヒー生豆の産地、品種、銘柄、有機その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。	**第５条**　事業者は、コーヒーについて、コーヒー生豆の産地、品種、銘柄その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。
２　事業者は、コーヒーについて、焙煎方法を表す「炭焼き」、「遠赤外線焙煎」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。	２　事業者は、コーヒーについて、焙煎方法を表す「炭焼き」、「赤外線焙煎」、「マイクロウェーブ焙煎」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第６条　事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	**第６条**　事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　第２条第１項から第４項までの規定で定義するコーヒーについて、定義に合致しない名称で、かつ、一般消費者を誤認させるおそれがある表示	
⑶　（略）	⑵　（略）
⑷　（略）	⑶　（略）
⑸　（略）	⑷　（略）
⑹　（略）	⑸　（略）
⑺　（略）	⑹　（略）
⑻　（略）	⑺　（略）